

「独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律に伴う関係規則等の整理に関する規程」を次のとおり定める。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律に伴う関係規則等の整理に関する規程

平成23年2月21日

23 規程 第7号

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第二十四号）の施行に伴い、関係規則等の整理に関する規程を次のとおり定める。

第1条 国立大学法人東京農工大学職員異動規程（16 経教 規程第27号）第4条、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程（16 経教 規程第34号）第19条第3号及び国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程（16 経教 規程第40号）第10条第1項中「独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター」を「独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センター」に改める。

第2条 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程（16 経教 規程第36号）別表第1から「独立行政法人メディア教育開発センター」を削る。

附 則

この規程は、平成23年2月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。